

## 2-1 子育て支援の充実

### 施策の目指す姿

子どもを安心して育てることができる環境が整っています。

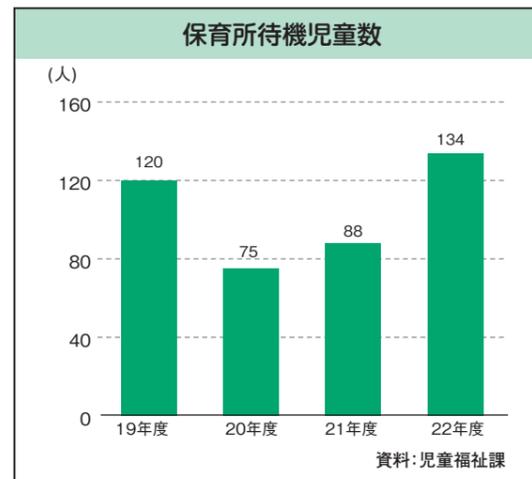
### 施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1 安心して子育てができるまちだと思う子育て世帯の割合	74.3%	80.0%
2 住み心地が良いまちだと思う中学生・高校生の割合	67.8%	80.0%

### 現状と課題

#### 現 状

- 平成22年度末の保育所入所児童数は延べ854人で、保育所待機児童数は134人となっています。
- 私立幼稚園在園児数は市外の幼稚園も含め1,531人ですが、一部の園では定員割れの状態となっています。このような状況の中、国では幼保一体化(\*)への動きがあります。
- マンション建設などにより若い世代が増加したため、0歳から18歳の人口が増加(平成17年度10,470人→平成22年度11,810人)しています。
- 共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりに伴い、平成18年度から平成21年度までに、保育所4園が開設されましたが、待機児童数は増加(平成21年度88人→平成22年度134人)しています。また、待機児童は0歳から2歳児に偏っています。
- 放課後児童クラブでは、保護者から対象を高学年まで拡大するよう要望がありますが、施設と指導員の確保が困難であるため難しい状況です。
- 平成20年度に、南北に児童センターが開設し、平成22年度の年間延べ利用者は122,928人となっています。また、守谷駅東部地域への開設要望も出ています。
- 保護者の育児不安等については、家庭児童相談室、保健センター等への相談が常態化しています。
- 平成22年に、国の施策として「こども手当」の支給が始まり、子育てへの経済的支援が実施されています。



#### 課 題

- 保育所待機児童解消のため、民間事業者による保育所新設や定員増などの受入れ枠を拡大する対策が必要です。
- 保護者からの相談は、子育て不安や児童虐待など内容や程度が多岐にわたっているため、専門的な知識に基づく相談体制の充実が必要です。

### 施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組み
1 多様な保育サービスの提供	保護者が、子どもを預けて、安心して就労できるサービスを提供します。 ◎保育所事業の充実と待機児童の解消 ◎ファミリーサポートセンター及び一時預かり保育の充実
2 安心して遊べる場の提供	子どもが、安全に遊び、学び、世代交流できる場を提供します。 ◎児童センターのサービス内容の充実 ◎放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携強化、民間委託の導入
3 子育て不安の解消と交流の場の提供	子育てに関する支援を受ける機会や、知人友人との相談や情報交換ができる場を提供し、保護者の不安解消や精神的負担の軽減を目指します。 ◎子育て支援のネットワーク化推進 ◎市民参加による子育てボランティアの育成支援 ◎父親の育児参加の促進 ◎地域との連携強化
4 子育ての経済的負担の軽減	保護者の経済的負担を軽減します。 ◎子育て家庭への経済的支援のための手当を支給 ◎母子家庭及び父子家庭の自立支援の実施

### 役割分担

#### 市民の役割

- 保護者は、子育ての第一義的責任が保護者にあることを自覚します。
- 市民は、地域コミュニティを活性化し、地域の大人たちが自分にできることを通して子育てにかかわります。

#### 行政の役割

- 保護者の子育てに関する、精神的、経済的な不安や負担を軽減するための支援に努めます。
- 子どもの安全な居場所の確保に努めます。
- 家庭や学校、地域などと連携しながら、子どもを産み育てやすい環境の整備に努めます。

### 部門別計画

- ◆守谷市次世代育成支援対策行動計画(後期計画) (計画期間:平成22年度～26年度)

#### 用語解説

\*幼保一体化:幼稚園と保育所を一体化し、教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す政策

## 2-2 高齢者福祉の推進

### 施策の目指す姿

**健康に配慮し、自立した生活を送り続けられます。  
一人ひとりの状態や状況に応じた介護サービスを受けることで、  
生活が維持・改善されます。**

### 施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

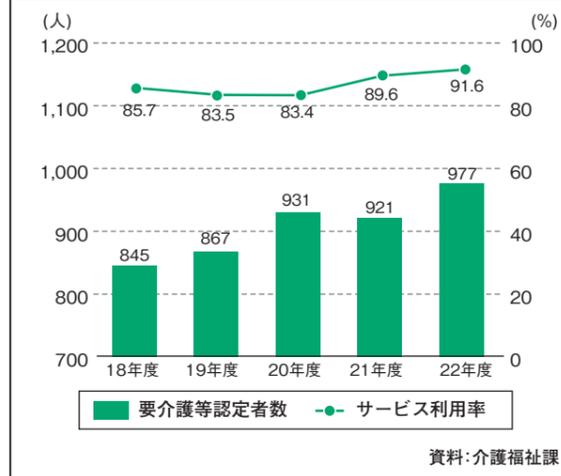
成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1 自立高齢者の割合	89.4%	90.0%
2 要介護認定者の現状維持・改善した人の割合	74.9%	78.5%
3 要支援認定者の現状維持・改善した人の割合	60.2%	63.2%

### 現状と課題

#### 現 状

- 平成23年度に、「介護保険法」及び「老人福祉法」等の関連法令が改正(平成24年4月1日施行)され、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みが進められています。
- 今後の予想として、平成26年度に前期高齢者(※1)が大幅に増加(平成22年度5,471人→平成26年度7,805人)する見込みです。
- 平成20年度の市の65歳～69歳の障がい調整健康余命(※2)は、男性が17.13年で県平均16.76年よりやや高く、県内市町村順位は8位となっています。女性は20.23年で県平均20.26年よりやや低く、順位は21位となっています。
- 平成18年度に地域包括支援センターを設置し、高齢者の生活や介護、認知症ケアや予防などの総合相談業務を実施しています。
- 「出前サロン」(※3)設置数が、大きく増加(平成16年度5箇所→平成22年度17箇所)し、健康体操などが活発に行われています。
- 介護保険の要介護認定における認定率は横ばいですが、認定者は56人増加(平成21年度認定率10.5%認定者921人→平成22年度認定率10.6%認定者977人)しています。認知症相談件数は増加傾向(平成18年度26件→平成22年度78件)にあり、徘徊等による行方不明者が発生するなどしています。

要介護者等認定者数とサービス利用率推移



#### 課 題

- 団塊世代等による急激な前期高齢者の増加への対応として、介護予防の徹底と高齢者の交流の場や活動への支援が求められています。
- 認知症患者の増加に伴い、相談体制の充実や支援対策の役割が大きくなっています。

### 施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組み
1 生きがいづくりの機会と社会参加の促進	仕事や趣味、スポーツなどの生きがいをもつ高齢者を増やします。 地域活動などに参加する高齢者を増やします。 ◎団塊の世代や退職した市民対象の生涯学習やスポーツ活動の推進 ◎地域主体の生きがい活動へ的高齢者の参加促進 ◎地域包括ケアの推進
2 高齢者の介護予防の推進	健康づくりをする高齢者を増やします。 介護が必要とされない体力を持ち、自立して行動できる高齢者を増やします。 ◎地域包括支援センターでの介護予防事業の積極的推進 ◎介護予防活動に対する市民の意識啓発 ◎要支援者が要介護状態に移行しないための対策実施
3 介護保険の適切なサービス利用	要支援・要介護認定者に対して、適切なサービスを提供します。 ◎適切なケアマネジメントの実施 ◎要介護認定者に対する情報提供
4 高齢者福祉サービスによる支援	高齢者の日常生活における負担が軽減され、安心して生活ができるよう支援します。 ◎ひとり暮らし高齢者などへの生活支援サービスの実施 ◎介護保険該当外サービスによる日常生活支援の推進

### 役割分担

#### 市民の役割

- 高齢者自身が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、積極的に社会参加します。
- 家庭や地域は、高齢者の役割を認識し、敬い、居場所づくり等高齢者の社会参加に協力します。
- 過剰な介護によって自立を妨げないようにします。介護が必要な状態であっても「要介護者自身ができること」を見つけ、その状態に応じて家庭内での役割を持たせるよう努めます。

#### 行政の役割

- 高齢者の居場所づくりを支援し、啓発に努めます。
- 地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- 要介護者の状態に応じた、適正で、自立が図れるケアプラン作成を指導するなど、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の資質向上に努めます。

### 部門別計画

◆第5期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (計画期間:平成24年度～26年度)

#### 用語解説

- ※1 前期高齢者:65歳以上の高齢者のうち、65歳以上75歳未満の者
- ※2 障がい調整健康余命:健康に暮らせる期間と、障がいを抱えてはいるが自立して生活できる期間を合わせた期間。健康状態を測るための指標の一つ
- ※3 出前サロン:高齢者同士の交流やレクリエーション活動等の機会を提供する、市の独自事業

## 2-3 障がい者(児)福祉の推進

### 施策の目指す姿

地域社会で自立し安心して生活が送れます。

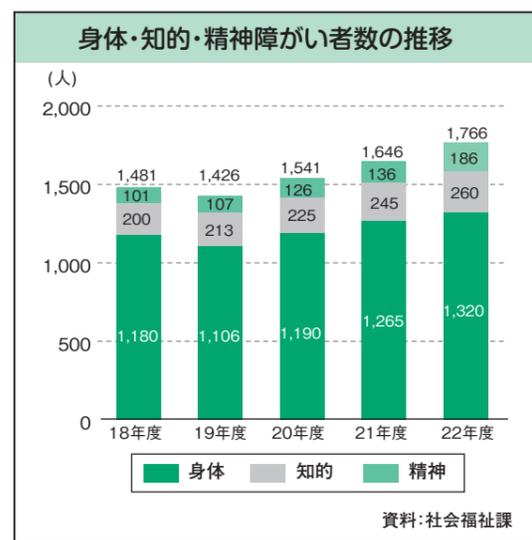
### 施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1 安心して暮らしていると感じている障がい者(保護者)の割合	40.7%	45.0%
2 障がい者の就業の割合(16歳以上~60歳以下)	50.0%	51.0%

### 現状と課題

#### 現 状

- 平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が、平成24年度から一部改正され、障がい福祉サービス等の制度に変更が生まれました。主な変更点として、児童に対する支援は、入所施設以外の支給決定事務を市町村に一元化し、併せて、児童福祉法の施策の一部に再編されることになりました。しかし、この改正は、国の障がい者保健福祉施策を見直すまでの経過措置であり、今後、抜本的な障がい福祉施策の変更が見込まれます。
- 障害者基本法第9条の規定に基づき、平成16年に「守谷市障がい者福祉計画」を、障がい者自立支援法第88条の規定に基づき、平成18年に第1期、平成21年に第2期の「守谷市障がい福祉計画」を策定し、サービスの充実や施設の整備目標を定めました。
- 各種手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)の交付数は、年々増加傾向(平成18年度1,481件→平成22年度1,766件)にあります。
- 障がい者の入所施設は、平成19年度から常総地方広域市町村圏事務組合で運営する「常総ふれあいの杜」を開設しましたが、待機者が発生しています。また、知的及び精神障がい者の入所施設が少ないため、グループホーム等居住施設の設置要望もあります。更に養護学校に通学する保護者からは、授業終了後や夏休み等の日中に預かる事業(日中一時支援事業)を行う施設が不足しているため、施設での受入人員の増員等の要望が寄せられています。



- 障がい者の就業は景気低迷の影響もあり、雇用が少なく働くことが困難な状況になっています。
- 平成9年度から、発達に何らかの問題を有する乳幼児及び小学生とその保護者に対して、療育指導や相談等の支援を行う「こども療育教室」を開始し、療育指導及び相談件数は増加(平成18年度1,785件→平成22年度2,429件)しています。平成18年度には、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所として県の指定を受け、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の療育指導や各種相談事業を行っています。

#### 課 題

- 地域やボランティアの理解と支援を得て、障がい者が地域社会で生活できる体制をつくるのが課題です。
- 「日中一時支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」の実施施設と連携し、養護学校に通学する児童及び生徒の授業終了後や夏休み等における支援体制を構築することが課題です。

### 施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組み
1 自立支援の充実(施設利用者以外)	障がい者が日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行います。 ◎障がい福祉サービス(居宅介護や短期入所等)及び相談支援の充実 ◎補装具給付事業、更生医療給付事業等の自立支援の充実
2 地域生活支援事業の利用促進	障がい者の適性や能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送るとともに、障がいの有無に関わらず市民が安心して暮らせるようにします。 ◎障がい者地域生活支援の充実 ◎ボランティア活動の支援及び手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成 ◎地域での障がい者の居場所づくりや交流の場の提供
3 福祉施設サービスの充実	障がい者が、通所施設や入所施設で、状態に応じた専門的な指導・訓練を受けながら生活できるようにします。 ◎日中活動系サービス(※)事業の充実 ◎施設入所支援事業、施設運営の充実
4 療育指導・相談の充実	相談や健診等により障がいを早期に発見し、適切な療育指導を受けられるようにします。相談や療育指導を受けることで、保護者の不安を軽減します。 ◎障がい児通所支援(児童発達支援事業)、療育指導の充実

### 役割分担

#### 市民の役割

- 市民は、障がいに対する理解を深め、ボランティア意識を持ち、障がい福祉活動への参加に努めます。
- 民間団体は、市民や行政と協働し、障がい福祉活動への参画に努めます。
- 障がい者は、地域で生活していくために周囲と協調して、自分でできることは自分で行うなど、自らの意識改革に努めます。

#### 行政の役割

- 「守谷市障がい者福祉計画」及び「守谷市障がい福祉計画」に基づいて、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施します。
- 常総地方広域市町村圏事務組合の障がい者支援入所施設の運営を支援します。

### 部門別計画

- ◆守谷市障がい者福祉計画 (計画期間:平成16年度~25年度)
- ◆守谷市障がい福祉計画(第3期) (計画期間:平成24年度~26年度)

#### 用語解説

※1. 日中活動系サービス:入所又は通所施設で昼間の活動を支援するサービス(生活介護等)

## 2-4 健康づくりの推進

### 施策の目指す姿

**心身ともに健康で生きがいのある生活が送れます。  
生活習慣病による死亡者数が減少します。**

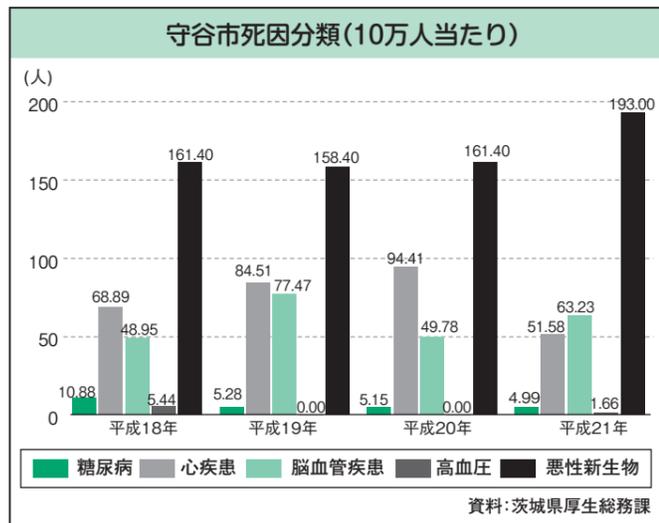
### 施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1 心身ともに健康だと感じている市民の割合	76.2%	80.0%
2 生活習慣病による死亡者数(10万人当たり)	314.5人 (平成21年度)	490.0人

### 現状と課題

#### 現状

- 乳幼児健康診査は、毎年95%と高い受診率を保っています。未熟児訪問では、平成20年に県から権限移譲を受けた低体重児届出の受付も併せて、新生児訪問事業として実施しています。
- 生後4箇月までの乳児家庭全戸訪問事業は、平成21年度に児童福祉法に基づく事業として位置づけられましたが、市では、母子保健推進員の活動として昭和48年から実施してきました。
- 心の健康相談では、子どもから高齢者まで幅広い年齢層から相談が寄せられ、特に子育て中の母親の相談が増加しています。このため精神保健福祉士を配置し、相談事業の充実を図っています。
- 平成20年度に、基本健康診査に変わり、国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査(※1)、特定保健指導(※2)の実施が義務付けられました。これを受けて、市は「特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。
- 予防接種事業については、平成17年以降めまぐるしく変わる法改正に対応しながら定期予防接種を実施してきました。平成21年の新型インフルエンザ流行に伴い、集団接種の実施や非課税世帯への接種助成を行いました。また、平成22年度からは、子どもを重い病気から守るためヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、おたふくワクチン、水痘ワクチンの任意予防接種の全額公費負担を実施しています。



#### 課題

- 乳幼児の健康保持、増進、健全な育成のため、乳幼児健康診査受診率を更に高めるとともに、乳幼児人口の増加に対応するため、乳幼児健康診査回数を増加させる必要があります。
- 生活習慣病予防のため、市民協働による健康づくり運動や特定健康診査の推進が必要です。
- がん検診については、平成22年度の受診率は12.9%となっており、今後は前期高齢者の増加に伴い、がん患者の増加も予想されるため、受診率をより向上させる対策が必要です。
- 今後も新たな感染症への危機管理が必要です。

### 施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組み
1 母子保健の充実	子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行います。 ○子育て機関との連携強化 ○個人通知や訪問による健康診査の受診促進
2 健康的な生活習慣の推進	市民が、自ら進んで生活習慣に気をつけ、健康的な生活を営むことができるようになります。 ○各種健康相談及び健康教室の充実 ○各種検診の充実及び個人通知による受診促進 ○疾病の早期発見・早期治療の奨励
3 食育の推進	市民が、食に関する正しい知識を身につけ、食事や栄養に気をつけることができるようになります。 ○食育推進計画に基づく食育の推進 ○食生活改善推進員による、食育の普及促進
4 感染症の予防・拡大防止	感染症の予防と啓発に努め、発生とまん延を防ぎます。 ○感染症予防体制の充実 ○各種予防接種率の向上
5 地域医療体制の確保	市民が、いつでも安心して医療が受けられる体制を整備します。 ○保健、医療、福祉が連携した総合的な保健医療サービスの提供 ○充実した救急医療体制の促進、小児救急医療体制整備への働き掛け

### 役割分担

#### 市民の役割

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自らづくり、自ら守る」という健康意識を自覚し、生涯にわたり生活習慣病の予防や生活習慣の改善・見直しの実践に努めます。
- 健康で生きがいのある生活が営めるよう、自分に合った健康づくり活動や正しい食生活を実践するとともに、家族や周囲の人々の健康について気をつけます。

#### 行政の役割

- 市民の健康増進のため、生活習慣病等に関する正しい知識の普及や健康教育を推進するとともに、生活習慣の改善が必要な市民に対して、健康相談や指導に努めます。
- 疾病を早期に発見、治療するため、市民が参加しやすい各種検診事業を実施します。
- 乳幼児から大人までの医療の充実を図り、休日夜間の急病患者に対する医療体制を確保します。

### 部門別計画

- ◆ 健康もりや・健やか親子21計画 (計画期間：平成16年度～25年度)
- ◆ 特定健康診査等実施計画 (計画期間：平成20年度～24年度)

#### 用語解説

- ※1 特定健康診査：糖尿病や高血圧症等の生活習慣病予防を目的に、40歳～74歳の健康保険組合、国民健康保険等の被保険者・被扶養者を対象に平成20年4月から実施している健康診査
- ※2 特定保健指導：特定健康診査結果から、生活習慣病発生リスクが高い者に対して実施する、生活習慣を見直すための様々なアドバイスなどのサポートを行うこと

## 2-5 地域福祉の推進

### 施策の目指す姿

同じ地域で暮らす市民が、お互いに支え合うという意識が高まり実践されます。

### 施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1 地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合	49.9%	55.0%

### 現状と課題

#### 現 状

- 市の福祉政策は、「障がい者福祉計画」「障がい福祉計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「健康もりや・健やか親子21計画」の個別計画に基づき、事業を実施しています。
- これまでの福祉は、一般的に社会的に弱い立場の人を市が支援するものと考えられていましたが、今日の複雑・多様化する市民の福祉ニーズに対して、市の施策のみでは十分な対応が困難になってきています。また、誰もが安心して生活できる地域をつかっていくためには、身近な地域を中心に、市と市民が共に考え、参加し、支え合う取組みがより重要になってきています。
- 地域の様々な福祉ニーズに対応するため、市民、団体、民間事業者、市が協働し、それぞれの役割を担い、主体的かつ細やかに課題の解決に取り組めるよう、「地域の助け合いによる福祉(共助)(※)」が促進される地域づくりが求められています。
- 平成15年度の社会福祉法の改正により、市町村地域福祉計画の策定が規定されたことから、市でも地域福祉を推進するため、平成22年度から23年度で「守谷市地域福祉計画」を策定しました。策定に当たっては、市内を6地区に分けて座談会を開催し、地域の福祉ニーズを把握するとともに、地区ごとの地域福祉計画を市民と協力して作り上げました。また、社会福祉協議会では、「守谷市地域福祉計画」に整合した「守谷市地域福祉活動計画」を策定しました。



#### 課 題

- 計画を実現するための体制作りとして、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会等の各種団体、ボランティア団体、行政、社会福祉協議会、福祉施設などの連携・協力が一層求められています。同時に、地域のリーダーや地域福祉を推進する担い手の育成も必要となっています。
- 地域福祉を推進するためには、地域福祉の増進に取り組む社会福祉協議会の役割が重要であり不可欠であることから、連携の強化を図る必要があります。

### 施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組み
1 地域福祉意識の高揚と担い手育成	市民の地域福祉に関する意識を高め、個人または市民活動団体が地域福祉活動の担い手となるよう支援します。 ◎福祉・ボランティア教育などの啓発活動の推進 ◎潜在的福祉ボランティア人材の発掘、確保 ◎地域で活躍するリーダーの育成
2 地域福祉活動の活性化	各種福祉施策の総合的推進を図るため、地域福祉活動が活発化するよう体制づくりを推進します。 ◎地域において、様々な福祉サービスを適切に利用できる体制づくりの促進 ◎小地域で支え合うネットワークの形成 ◎民生委員・児童委員の活動支援 ◎更生保護活動の支援 ◎地域における福祉団体及びボランティア団体等との連携強化
3 社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域福祉推進の核として機能するよう連携強化します。また、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。 ◎社会福祉協議会への支援 ◎社会福祉協議会との連携強化

### 役割分担

#### 市民の役割

- 地域が抱える問題を解決するため、共に支え合う地域福祉に取り組みます。
- 市民自らが行うこと、地域でやるべきこと、事業者がやるべきこと、行政と協働でやるべきことを考え自主的に行動します。

#### 行政の役割

- 地域の中で、様々な福祉サービスが適切に利用できるよう促進します。
- 地域福祉の必要性・重要性を啓発します。
- 地域福祉を推進する人材の発掘・養成に取り組みます。
- 自治会をはじめ、まちづくり、地域づくりに参加するコミュニティ活動を支援します。

### 部門別計画

- ◆ 守谷市地域福祉計画 (計画期間:平成24年度～28年度)

#### 用語解説

※自助:それぞれができることを個人や家族の努力で行うこと  
 互助:隣近所や友人、知人で思いやりを持ち、互いに助け合って行うこと  
 共助:いろいろな取組みを市民・団体・民間(事業者)・市などが協働で行うこと  
 公助:国・県・市が主体的に支援を行うこと

## 2-6 社会保障の健全運営

### 施策の目指す姿

安心して社会保障を受けることができます。

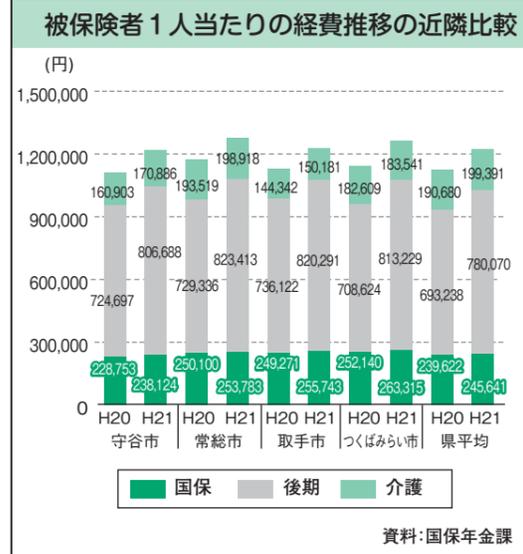
### 施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1 被保険者1人当たりの経費(国民健康保険医療費+後期高齢者医療保険医療費+介護保険給付費)	1,216千円 (平成21年度)	1,550千円

### 現状と課題

#### 現状

- 市では、急激に高齢化(※1)(平成17年度6,491人→平成22年度9,174人)が進んでいます。
- 平成23年6月、政府・与党社会保障改革本部が「社会保障・税一体改革成案」を決定、閣議に報告するなど、社会保障全般を見直す流れとなっています。
- 国民健康保険は、退職者や非正規雇用者等の加入に伴い、被保険者数が微増(平成20年度14,142人→平成22年度14,799人)するとともに、医療費も増大(平成20年度3,232,055千円→平成22年度3,618,793千円)しています。国民健康保険税収入は、賦課額・税率ともに減少傾向(平成20年度1,526,535千円, 90.5%→平成22年度1,515,330千円, 90.3%)にあります。
- 後期高齢者医療は、制度開始から3年が経過し、医療費(平成20年度2,260,794千円→平成22年度2,932,134千円)・被保険者数(平成20年度3,429人→平成22年度3,720人)とも増加しているものの、安定した運営が行われています。(平成25年度末制度廃止予定)
- 介護保険においては、要介護高齢者の増加に伴い、介護サービス利用者も増大し、介護保険の給付額も年々増加傾向(平成17年度1,362,509千円→平成22年度1,787,932千円)にあります。介護保険料は、年金からの特別徴収のため、収納率(平成17年度98.5%→平成22年度98.8%)は安定しています。
- 市営住宅は、築後20年以上経過しており、平成21年度に外壁及び屋根防水工事を実施しています。
- 生活保護受給世帯が、大幅に増加(平成18年度末67世帯→平成22年度末125世帯)しています。



#### 課題

- 「社会保障・税一体改革成案」の動向に留意し、円滑な対応を図る必要があります。
- 国民健康保険については、医療費が増加し続けている反面、税収が減少傾向にあることから、法定外繰入金(※2)も増加し、健全運営のための対策が求められています。
- 介護保険については、必要なサービス利用による給付の適正化などの対策が求められています。
- 生活保護については、要保護者の実態把握などに努め、自立を促進する必要があります。

### 施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組み
1 国民健康保険制度の健全な運営	被保険者に保険制度を理解してもらい、適正な負担と利用を促進します。 ◎国民健康保険制度の趣旨普及、保険税の適正賦課と収納率の向上 ◎レセプト点検、多受診・重複受診防止対策などの医療費の適正化 ◎特定健診・特定保健指導の推進と疾病の早期発見・早期治療の奨励
2 後期高齢者医療制度の健全な運営	茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、変化する制度への円滑な対応に努めます。 ◎収納率向上、各種申請・届出の受付、相談業務の実施、新制度への対応
3 介護保険制度の健全な運営	被保険者に保険制度を理解してもらい、適正な負担と利用を促進します。 ◎制度趣旨や健全な事業展開のための情報提供 ◎ケアプランのチェックやレセプト情報確認などの介護費用の適正化
4 医療福祉費支給事務の遂行	医療にかかる経済的負担を軽減します。 ◎小児、障がい者、ひとり親家庭及び妊産婦に対する医療費の助成
5 セーフティネットによる自立支援	生活保護や公営住宅等のセーフティネット(※3)により、低所得者の生活支援と自立を促進します。 ◎適正な保護の実施 ◎就労及び自立支援の促進

### 役割分担

#### 市民の役割

- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者は、必要な手続きを取り納付義務を果たします。
- 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者は、自ら適切な健康管理を行い、疾病予防に心がけ、必要以上の受診を回避します。
- 介護保険制度について十分理解し、過剰な介護によって自立を妨げないようにします。

#### 行政の役割

- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料・介護保険料の適正賦課と収納対策を推進するとともに、適正な給付に努めます。また、国の制度改正に留意し、円滑な対応を図ります。
- 国民年金については、各種申請・届出の受付とともに、相談業務や制度の周知に努めます。
- 生活保護の決定に当たっては、厳正かつ公平な審査を行います。

### 部門別計画

- ◆ 守谷市公営住宅等長寿命化計画 (策定年度:平成23年度)
- ◆ 第5期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (計画期間:平成24年度～26年度)

#### 用語解説

- ※1 高齢化:総人口における65歳以上人口の割合が高まっていくこと
- ※2 法定外繰入金:被保険者の医療費の増大などで、財源不足が生じた場合に保険税率を改正し、財源の確保を図ることが原則であるが、加入者への負担増を配慮し増額を避けるため一般会計から繰り入れるもの
- ※3 セーフティネット:「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種